

発議第 5 号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和6年6月13日提出

提出者	松伏町議会議員	増田	等
賛成者	松伏町議会議員	高野	祐大
賛成者	松伏町議会議員	長谷川	真也
賛成者	松伏町議会議員	川上	力
賛成者	松伏町議会議員	吉田	俊一
賛成者	松伏町議会議員	鈴木	勉

松伏町議会議長 田口 義博 様

## 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装着そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

よって、国におかれましては、さまざまな難聴者に適用出来る聴覚補助機器等の選択肢が整った今、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下の通り聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取り組みを強く求める。

### 記

一、難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境(財政的支援を含む)を整えること。

一、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年6月13日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

総務大臣	松本 剛明	様
厚生労働大臣	武見 敬三	様
内閣府特命担当大臣(共生社会担当)	加藤 鮎子	様